

# 企画競争説明書

業務名称： インドネシア国気候変動対策能力強化プロジェクト  
フェーズ2における長期気候変動予測にかかる能力  
強化

案件番号： 19a00913

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年1月29日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年1月29日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インドネシア国気候変動対策能力強化プロジェクトフェーズ2における長期気候変動予測にかかる能力強化
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：  
(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年3月下旬 ～ 2022年2月中旬

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約一課、大垣内：[Ogaito.Ayumi@jica.go.jp](mailto:Ogaito.Ayumi@jica.go.jp)】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
  - 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者  
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
  - 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者  
具体的には、以下のとおり取扱います。
    - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
    - ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
    - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
    - ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件  
当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。
- 1) 全省庁統一資格  
令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
  - 2) 日本登記法人  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除  
利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。  
具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。  
*（例：特定の排除者はありません。）*
- (4) 共同企業体の結成の可否  
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。  
また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認  
競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年2月5日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

- (3) 回答方法：2020年2月7日までに当機構ホームページ上に行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年2月14日 12時  
(2) 提出方法：郵送又は持参  
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。  
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。  
(3) 提出先・場所：上記4. 窓口  
(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部  
(5) プロポーザルの無効  
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。  
1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき  
2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき  
3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき  
4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき  
5) 虚偽の内容が記載されているとき  
6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき  
(6) 見積書  
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)  
1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。  
2) 以下の費目については、別見積りとしてください。  
a) 旅費（航空賃）  
b) 旅費（その他：戦争特約保険料）  
c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの  
d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの  
e) その他（以下に記載の経費）  
特になし  
3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
特になし  
4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
a) 現地通貨（IDR 1）=0.007850 円  
b) US\$ 1 =109.428000 円  
c) EUR 1 =121.326000 円  
5) その他留意事項（以下、例）  
特になし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／気候変動予測
- b) ダウンスケーリング
- c) 研修計画／データ活用

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.5 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年3月6日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

- (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力へ

の対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
  - ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：気候変動予測に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／気候変動予測
- ダウンスケーリング

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／気候変動予測）】

- a) 類似業務経験の分野：気候変動予測に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 ダウンスケーリング】

- a) 類似業務経験の分野：気候変動モデルにおけるダウンスケーリングに係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

### 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業

主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

### 【オプション1】

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／気候変動予測</u>	(27)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力：	( )	(13)
ア) 類似業務の経験		5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		3
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	( )	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>ダウンスケーリング</u></b>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

## 第3 特記仕様書案

### 1. プロジェクトの背景

インドネシア国では、気候変動の影響とみられる年間降雨パターンの変化等が見られており、特に赤道以南の地域では、乾期の長期化と降雨量の低下、雨期の短期化と集中豪雨の増加等、気候変動リスクが高まると予測されている。将来の気候変動に伴う災害の深刻化・発生頻度の増加は、経済活動の停滞や貧困の増加等の経済的・社会的損失を招き、同国の持続的な開発を脅かす重要なリスク要因となることが懸念されている。そのため、国・地方レベルの開発計画・空間計画・セクター毎の施策の策定・実施段階で、気候変動による影響や地域及びセクターの脆弱性を考慮し、それらを計画・施策に反映し気候変動の主流化をはかっていくことが重要である。

JICAは、技術協力プロジェクト「気候変動対策能力強化プロジェクト」（以後「フェーズ1」）を2010年10月から5年間実施し、国家開発企画庁（BAPPENAS）を中心的な実施機関としつつ、多くのインドネシア側関係機関を巻き込んだ形で、中期国家開発計画（RPJMN）等における気候変動対策の主流化、農業分野における気候変動適応行動の制度構築支援、GHGインベントリ策定にかかる技術移転等、気候変動対策を推し進めるための包括的な支援を実施した。同プロジェクトの成果として、国家気候変動緩和行動計画（RAN-GRK）に基づき州気候変動緩和行動計画（RAD-GRK）の策定が進められるとともに、国家気候変動適応行動計画（RAN-API）が策定され、RAN-API、RAN-GRKの実施が「RPJMN2015-2019」に明記されるに至っており、インドネシア政府における気候変動対策の主流化に大きく貢献した。

「気候変動対策能力強化プロジェクトフェーズ2」は、フェーズ1の成果を踏まえつつ、インドネシアでの気候変動における①緩和行動にかかるRAN-GRKのモニタリング、評価、②適応行動にかかるRAN-APIの地方レベルでの実施（適応行動の開発計画及び空間計画への主流化）及びモニタリング評価の強化を成果の柱として、主要省庁及び地方政府機関の能力向上を目標とするものである。

本プロジェクトの実施機関の一つである気象気候地球物理庁（BMKG）は、気候モデルの活用、インドネシア全土を対象とした長期気候変動予測ダウンスケーリングの実施、ダウンスケーリングの出力データの活用に係る経験・技術が不足している。本業務では、BMKGの職員を対象とした現地及び本邦における研修を通じた気候変動予測ダウンスケーリングとそのデータを活用する技術の習得に向けた支援を行うものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

気候変動対策能力強化プロジェクトフェーズ2

#### (2) プロジェクト協力期間

2019年5月9日～2022年5月8日（3年間）

#### (3) 上位目標

低炭素型開発及びグリーン経済開発を支援するため、インドネシアの国家開発計画において気候変動が適切に促進・主流化される。

#### (4) プロジェクト目標

気候変動対策のサイクル（政策評価、枠組構築、プロセス・手段の策定、計画、実施、モニタリング、評価）のための主要省庁及び地方政府の能力が強化される。

#### (5) 期待される成果

- 1) 国家気候変動緩和行動計画（RAN-GRK）及び「国が決定する貢献」（NDC）の下での気候変動緩和策の実施と、次期国家中期開発計画（RPJMN2020-2024）における低炭素型開発（LCD）及びグリーン経済開発への支援が強化される。
- 2) 次期国家中期開発計画（RPJMN2020-2024）における気候変動適応策（CCA）の政策及びプログラムの基礎として、国家気候変動適応行動計画（RAN-API）が強化・改革される。

(6) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1-1. RAN-GRKメカニズムに関する政府、非政府／民間セクターのMER（モニタリング・評価・報告）システムの開発及び推進
- 1-2. NDCへの投資

【成果2に係る活動】

- 2-1. RAN-APIのレビュー
- 2-2. 季節予報と気候変動予測
- 2-3. 国家適応計画改善のための脆弱性指標評価の強化
- 2-4. 気候変動適応策の空間計画への主流化

(7) 対象地域

インドネシア国全域  
パイロット地である西ジャワ州・中部ジャワ州スマラン市

(8) 関係省庁・機関

国家開発企画庁（BAPPENAS）、環境林業省（KLHK）、  
農地・空間計画省（ATR）、気象気候地球物理庁（BMKG）

### 3. 業務の目的

本業務は、「インドネシア気候変動対策能力強化プロジェクトフェーズ2」に関するJICAと4実施機関とのR/Dに基づき、成果2-2.の長期気候変動予測に係る能力強化を目指す活動を実施することにより、プロジェクト目標達成に貢献する。具体的には、実施機関の一つであるBMKGに対し、①インドネシア全域を対象とした高解像度の気候変動予測ダウンスケーリングの実施支援、②長期予測結果データの活用技術の向上支援、③パイロット地における長期気候変動予測の実施支援を通じて、インドネシアの国家・地方レベルの開発計画等における気候変動適応策の政策・施策の主流化・促進にむけたBMKGの能力強化に寄与する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2018年1月に当機構と実施機関4機関（BAPPENAS・KLHK・ATR・BMKG）との間で署名されたR/Dに基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト実施体制（インドネシア側）

BAPPENAS担当次官がプロジェクトディレクター、全実施機関の担当局長がプロジェクトマネージャーを担っている。全体の調整はBAPPENASのプロジェクトマネージャーである環境局長が行い、BMKGのプロジェクトマネージャーは気候変動情報センター局長となっている。BMKGは、気象・気候・大気環境・地球物理の分野の国家政策の検討・データの観測等を行っている。BAPPENAS等の他の実施機関との活動を行うにあたり、BMKGの気象・気候に係るデータ・情報が重要なインプットとなることから、他の実施機関との活動の計画・進捗も考慮し、BMKG内だけにとどまらない情報共有・調整が必要である点に留意する。

(2) プロジェクト実施体制（日本側）

本プロジェクトは、2019年5月に開始され、チーフアドバイザー及び業務調整／気候変動対策の長期専門家2名が派遣されている。国内での準備・整理期間および現地業務期間については、本プロジェクト全体の進捗・実施機関および関係省庁・地方政府等の状況にあわせて、最適な時期に設定する必要があることから、長期専門家との十分な調整のもと業務計画を立てるとともに、業務期間を通じて長期専門家と相互に連携し業務を実施するよう留意する。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(4) パイロット活動について

本プロジェクトでは、活動2-1、2-3、2-4において西ジャワ州および中部ジャワ州スマラン市の2箇所におけるパイロット活動を予定している。具体的には、BAPPENASは西ジャワ州の低炭素開発・気候強靱化戦略策定プロセスの支援、KLHKは2箇所における脆弱性評価指標の試行、ATRIは2箇所における空間計画策定における気候変動適応の主流化のためのガイドラインの試行である。これらの活動を行うにあたり、BMKGの気候変動予測ダウンスケーリング結果は重要なインプットであり、BMKGは、パイロット地における高解像度の気候変動予測ダウンスケーリングを実施し、ダウンスケーリング結果をBAPPENAS等のニーズに応じてデータ・情報を加工・提供することが期待される。

(5) 広報について

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果を我が国・インドネシア両国の国民各層に正しく理解してもらえよう、JICAホームページへの投稿など、効果的な広報、発信の手法を検討し、実施に努めること。

(6) ラマダン・レバラン期間

本業務においては、イスラム教のラマダン（断食月）及びレバラン（断食明け大祭）を避けて現地業務期間を設定するように留意する。なお、2020年及び2021年のラマダンはおおむね下記の通りで、レバランはラマダン後1週間程度をみておくこと。

2020年：4月24日～5月23日頃

2021年：4月13日～5月12日頃

## 6. 業務の内容

本業務において受注者が実施する、プロジェクトの成果2-2.の長期気候変動予測に係る能力強化の内容は以下のとおり。受注者はこれら業務の効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案すること。

(1) ワーク・プランの作成・協議

日本国内で入手可能な資料・情報等を整理し、業務の基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、業務工程、スケジュール等を検討し、これらをワークプラン（案）に取りまとめ、発注者のコメントを踏まえ必要に応じ修正する。同プラン（案）を基に、インドネシア側関係者に説明・意見交換をした上で、必要に応じて修正し合意を得ることとする。最終版は発注者へ提出する。

(2) インドネシア全域を対象とした高解像度の気候変動予測ダウンスケーリングの実施支援

BMKGが、インドネシア全域を対象として、現在から2045年までの高解像度（5km領域）のRCP8.5シナリオ（最も気温が高くなるシナリオ）およびこれ以外のもう一種類のシナリオによる気候変動予測ダウンスケーリングを実施できるよう支援する。BMKGがこれまでに実施したダウンスケーリングの進捗・その結果および気候変動予測結果のユーザーとなるBMKG以外の実施機関のニーズを踏まえ、ユーザー側のニーズに即しタイムリーに提供できるよう気候変動予測ダウンスケーリングの支援を速やかに実施する。RCP8.5シナリオの予測は、日本の既存の高性能コンピューターの活用可能性を検討するとともに、本業務において必要な機材を調達する

え、BMKG が推薦する職員 2 名程度を対象として日本において気候変動予測ダウンスケーリングの技術的指導を行う。RCP8.5 シナリオの気候変動予測ダウンスケーリングは、本業務 1 年次前半（最長で本業務開始後半年以内）に作業を完了する。もう一種類のシナリオは、RCP8.5 シナリオのダウンスケーリングが終わってから実施時期を実施機関と調整するが、プロジェクト協力期間を考慮し本業務 2 年次前半までには終わらせる。なお、もう一種類のシナリオについて、実施機関からの要請を踏まえて本仕様書案の作成時点では RCP4.5 シナリオが想定されているが、RCP8.5 の予測完了の後、実施機関と協議したうえで最終的に対象とするシナリオを決定する。提案書においては、RCP8.5 シナリオおよびもう一種類のシナリオのいずれも、ダウンスケーリングに要する期間を半年として積算する。

### (3) 長期予測結果データの活用技術の向上支援

上記(2)の結果得られた気候変動予測ダウンスケーリング結果のデータは、BMKG 以外の実施機関のニーズにあわせて加工・提供することが求められており、本業務では、(2)の RCP8.5 シナリオのダウンスケーリング終了後、BMKG に対して予測結果データの活用技術向上のため技術的支援を行う。加えて、気候変動予測結果データのユーザーとなる BMKG 以外の実施機関が、そのデータを活用するうえで必要となるデータの読み方、活用上配慮すべき事項（例えばモデルの特性）等を習得するための支援も行う。

BMKG は、(2)の成果として気候変動予測結果データについて、その他の実施機関に報告・共有することが求められているため、ワークショップ形式等で報告・共有する際に立ち会うとともに、BMKG がその他の実施機関のニーズを適切に把握できるよう支援する。また、そのニーズを踏まえ適切なタイミングでデータを提供するための作業工程を BMKG（および必要に応じてデータのユーザーとなるその他の実施機関）と協議し作業を進める。

2 箇所のパイロット地（西ジャワ州および中部ジャワ州スマラン市）におけるパイロット活動は、実施機関と長期専門家を中心にパイロット活動の内容・活動計画を調整する。本業務では、その調整結果を受けて、同パイロット地のニーズを踏まえ、BMKG が予測結果データを加工・提供できるよう技術的支援を行うとともに、実際にそれらのデータを活用するうえで必要となる技術の向上を目指し支援を行う。このパイロット活動に係る業務も(2)の気候変動予測ダウンスケーリングの RCP8.5 シナリオの結果出力以降に実施することが想定される。

### (4) 研修の企画・実施に係る活動

研修は本邦において、(2)の気候変動予測ダウンスケーリングに係る研修（RCP85シナリオは本業務1年次前半、その他のシナリオは2年次前半までに完了）にくわえて、そのダウンスケーリング結果出力後、具体的には本業務の2年次において1回（約1週間）実施する。気候変動予測ダウンスケーリング結果を踏まえた空間計画等の策定・実施に係る日本の国・地方自治体の事例を学び、インドネシア国において気候変動予測結果を政策・施策の策定・実施に活用・反映するうえで必要な知見・ノウハウを得ることを目的とする。参加者はBMKG・ATRを中心に実施機関の関係部局の実務者約10名程度を想定しているが、パイロット地の地方政府機関からの参加も妨げない。コンサルタントは、上記の研修実施案を参考に、プロポーザルにおいて研修行程の素案を提示すること。

上記の実施案は現時点における予定であり、今後インドネシア側との協議・調整を踏まえ変更になる可能性がある。なお、本邦研修は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」

（ [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra\\_201607\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201607_guide.pdf)）に則り、企画・準備・実施すること。

### (5) プロジェクト業務進捗報告書及び業務完了報告書の作成

業務開始から 1 年毎に業務進捗状況について、実施機関と共同でプロジェクト業務進捗報告書（英文・和文）を取りまとめ、発注者の承認を得た後に、発注者及び実施機関に提出する。また、業務終了時には、実施機関と共同でプロジェクト業務完了報告書（英文・和文）を取りまとめ、同様に発注者 及び実施機関に提出する。

## 7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、業務完了報告書とする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結日から起算して10営業日以内	和文：3部 データ（メール添付可）
ワーク・プラン	業務開始から約3ヵ月後	和文：2部 英文：2部 データ（メール添付可）
業務進捗報告書	業務開始から約1年後	和文：2部 英文：2部 CD-R：2枚
業務完了報告書	2022年1月下旬 なお、ドラフトを3か月前に提出し、発注者からのコメントを踏まえて最終化する。	和文：2部 英文：2部 CD-R：2枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」

([https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind\\_guide12\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide12_01.pdf)) を参照する。

各報告書の記載項目（案）は発注者と受注者で協議・確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成支援した資料を業務完了報告書に添付して提出すること。

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出すること。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告すること。

- 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 活動写真



## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程

2020年3月下旬の業務開始、2022年2月中旬の終了を目途とする。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

約14.00 M/M

#### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家を配置する想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案すること。

(ア) 業務主任者／気候変動予測（2号）

(イ) ダウンスケーリング（2号）

(ウ) 研修計画／データ活用

### 3. 対象国の便宜供与

(ア) カウンターパートの配置

(イ) カウンターパートに係る人件費及び経費負担

(ウ) プロジェクトオフィス内執務スペースの提供

### 4. 配布資料

(ア) 討議議事録 (R/D: Record of Discussions)

(イ) 第1回合同調整委員会資料

(ウ) インドネシア国気候変動対策能力強化プロジェクトサブプロジェクト2：脆弱性評価  
業務完了報告書

### 5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。見積もりについては、本見積もりに計上することとする。

### 6. 現地再委託

特に想定していない。

### 7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICAインドネシア事務所、在インドネシア日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のためのインドネシア側関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

また、JICAインドネシア事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

### 8. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、懷疑事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談すること。

### 9. 複数年度契約

本業務においては、当年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現

地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費支出についても年度末に切れ目なく行える。

1 1. 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上